

「すべての人間が人間らしく働き生活する権利の確立を目指して」 — 弁護士及び弁護士会の取組を中心に —

(埼玉総合法律事務所 埼玉県弁護士会) 猪 股 正

平野 午後の部は、最初に今回の大会のテーマでございませぬ貧困問題をさらに、日本の中での貧困の取り組みということで、弁護士の方に来ていただきました。

今、日本弁護士会では、貧困の問題に対して大変積極的な取り組みをされております。今、日本の中では、貧困の問題が大きな問題になっております。これを「権利」という観点から見てどう取り組んでいくのかということで、今回は、埼玉総合法律事務所の猪股正弁護士に来ていただきました。

猪股弁護士は、一昨年、日本弁護士会が開きました「貧困と権利」という問題のシンポジウムの事務局長というかたちで、弁護士会の貧困関係の取り組みを中心に取りまとめていただいた方でございます。そして、また現在、貧困問題についての弁護士会の活動の中心的な役割を担っておられます。

日本弁護士会の活動ということも含めましてお話をいただこうと思っております。それでは、猪股先生、よろしくお願いたします。

猪股

1 自己紹介と日弁連人権擁護大会について

皆さん、こんにちは。ただいまご紹介いただきました弁護士の猪股です。この春、日本弁護士連合会の会長に新しく宇都宮健児さんが就任され、日弁連の中に貧困問題対策本部が新たに設置されました。私は、この対策本部の事務局長をしております。

最初に資料を確認いたします。まずは、この冊

子の中の3ページ以下に、朝日新聞の記事があります。そのあとに日弁連の人権大会の決議が2種類、それから、22ページ以下に、日弁連の生活保護法改正要綱案を入れています。

もう一つ別刷りで、「すべての人が人間らしく働き生活する権利の確立を目指して」というレジュメがあります。大体レジュメの構成に沿ってパワーポイントを用意しましたので、こちらの画面も見ながらお聞きください。

これは、「労働と貧困」という本です。あけび書房から昨年の5月に発刊されたものです。今日、私がこちらの大学でお話する機会をいただいたのは、この本が一つのきっかけです。

この本の編集は、日弁連の第五十一回人権擁護大会シンポジウム第三分科会実行委員会が担当しました。人権擁護大会というのは、日弁連が毎年開催する日弁連内の最大の行事で、その時々の人権課題を大会のテーマとして採り上げて、調査・研究・提言してきています。

そこで、採択された決議が、日弁連の以降の活動指針となるという意味で、非常に重要な意味を持つものです。

これまで日弁連は、貧困問題をテーマに2回の人権大会を開催しています。最初は、2006年、第四十九回釧路大会であり、「現代日本の貧困と生存権保障」というテーマで、主に生活保護制度に焦点を当てました。2回目は、2008年、第五十一回富山大会であり、「労働と貧困」がテーマでした。そして、今年は貧困問題の第三弾として、「子どもの貧困」をテーマに、岩手で今年の10月7日

に開催されることになっています。

私は、2回目の「労働と貧困」をテーマにした大会でシンポジウムの事務局長を務めました。今回は、この人権擁護大会までの経緯や、弁護士がなぜ貧困問題に取り組むようになったのか、といったことについて報告をということで、講演の機会をいただくことになりました。

2 弁護士の貧困問題への関わり

それでは、ここ数年の弁護士、弁護士会の動きを基本的には時系列に沿って振り返ってみたいと思います。

ここでは、主に次の三つのことを一緒に考えながら聞いていただきたいと思います。一点目は、現場の実態の重要性、現場の実態を社会に可視化して目に見えるようにしていくことの重要性ということです。二つ目は、ネットワークを構築することの重要性です。三つ目は、ソーシャルアクションの重要性です。この三つについて、一緒に考えてもらいたいと思っています。

(1) 数年前まで

まず、誤解を恐れずに言うと、弁護士や弁護士会が貧困問題に正面から取り組むようになったのは、つい数年前のことです。2006年が節目となり、それ以降、急速に取組が広がりました。

それ以前は、ごく一部の極めて少数の弁護士による取り組みがあったにすぎないと言って過言ではないだろうと思います。例えば、全盲で司法試験に合格して弁護士になった京都の竹下義樹さん、元厚生省の官僚だった京都の尾藤廣喜弁護士、こういったごく少数の志の高い、言い方を変えれば、変わった人たちによる生活保護問題やホームレス問題における取り組みがあったにすぎませんでした。

今日、ここで貧困問題について話をしている私自身も、もともとは、正面から貧困問題に取り組んでいたわけではなく、消費者事件、中でも多重債務問題に取り組んできました。

(2) 多重債務問題と貧困問題

この多重債務問題は、弁護士が貧困問題に入っていく入り口になったという意味があると思います。また、多重債務問題における様々な運動がこれまでに展開され、そこでの成功体験が、貧困問題における弁護士の取り組みを広げる一つの原動力になったと思います。

そこで、多重債務事件について、少し詳しくお話しておきたいと思います。

多重債務を抱えて返済が困難になった場合の借金整理の法的手段の一つが、自己破産の申し立てです。こちらの棒グラフ(図1)をみてわかるように、自己破産の申立件数は、1990年代に入って右肩上がりが増加し、特に1990年代の半ば以降、急激に増加しました。

もう一つ、折れ線グラフがありますけれども、この折れ線グラフは、貸金業者の消費者向け無担保の貸金残高で、同様に、右肩上がりが増えていったわけです。

それと肩を並べるように、経済生活苦を理由とする自殺者の数も急激に増加していきました。(図2)棒グラフのほうが全自殺者の総数です。折れ線グラフが、経済生活苦を理由とした自殺者数の推移を示すもので、やはり1990年代の半ばぐらいから急激に増加しています。

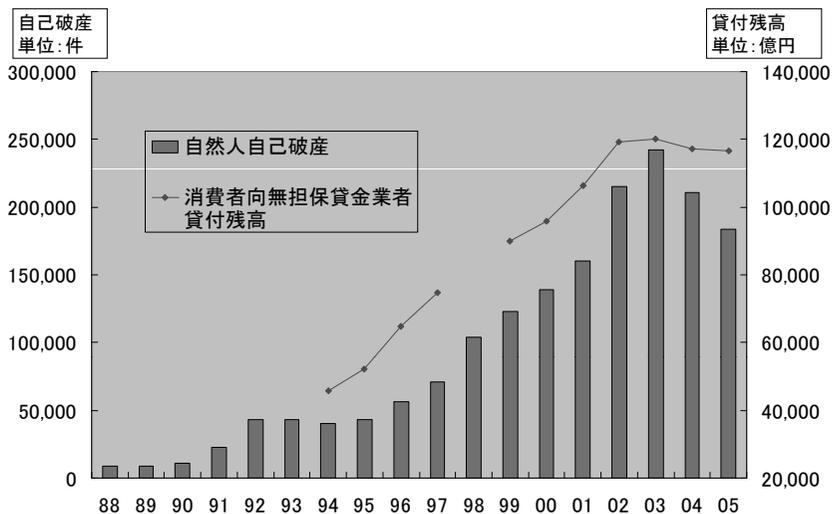
その一方で、いわゆるお金を貸す側のサラ金は、この頃毎年のように過去最高益を更新しており、長者番付にサラ金の創業者が名を連ねるという状況がありました。(図3)これは、2005年に雑誌「フォーブス(Forbes)」に掲載されたもので、億万長者ランキング2位がアイフルの社長、3位が元武富士の会長、6位がアコム の会長、17位がプロミス の創業者の方です。

サラ金の創業者の方が億万長者ランキングに名を連ねる一方で、自己破産や自殺者が増加していたわけでした。

当時、貸金業者の多くは、民事上は利息制限法に違反する違法金利けれども刑事上は犯罪にならない、いわゆる「グレーゾーン金利」の上限近く、つまり、これを超えれば犯罪になるという出

図1

90年代・自己破産の急増



自己破産件数は司法統計年報、貸付残高は金融庁「貸金業制度等に関する懇談会」資料より作成

図2

90年代・経済・生活苦による自殺者の急増

自殺者総数と経済・生活苦による自殺者数の推移
(警察庁「平成17年中における自殺の概要資料」より作成)

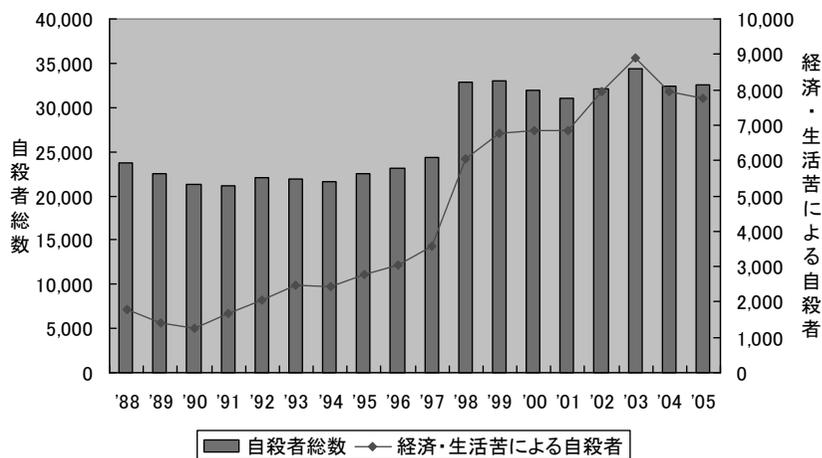


図3

長者番付・億万長者ランキング

順位	名前(役職)	年齢	資産 単位:10億ドル (約1100億円)
1位	佐治 信忠(サントリー社長)	59歳	5.8
2位	福田 吉孝(アイフル社長)	57歳	5.6
3位	武井 保雄(元武富士会長)	75歳	5.5
4位	糸山 栄太郎(元衆議院議員)	62歳	4.9
5位	毒島 邦雄(SANKYO会長)	79歳	4.7
6位	木下 恭輔(アコム会長)	64歳	4.7
7位	岩崎 福三(岩崎産業会長)	80歳	4.4
8位	孫 正義(ソフトバンク社長)	47歳	4.3
9位	堤 義明(元コド会長)	70歳	3.7
10位	森 章(森トラスト社長)	67歳	3.2
11位	柳井 正(ユニクロ会長)	56歳	3.2
12位	伊藤 雅俊(イトーヨーカ堂創業者)	80歳	2.9
13位	重田 康光(光通信会長)	40歳	2.6
14位	滝崎 武光(キーエンス会長)	59歳	2.6
15位	船井 哲良(船井電機社長)	78歳	2.3
16位	吉田 忠雄(YKK会長)	58歳	2.3
17位	神内 良一(プロミス創業者)	78歳	2.2

※2005年3月 アメリカ フォーブス誌発表

資法の上限金利29.2%に張り付いた金利で貸付をしていました。私たちは、深刻な多重債務問題の主たる要因は高金利にある、年29%もの利息を取ることが許されているのはおかしい、こんな金利はもともと返せない金利である、この高金利を是正しなければ多重債務被害はなくなると考えて、高金利引き下げ運動を、当事者の人、弁護士、司法書士などで協力して展開してきました。

この運動の先頭に立ってきたのが、この春、日弁連の会長になった宇都宮健児さんや、日弁連貧困問題対策本部の本部長代行をしている大阪の木村達也さんです。

生活保護やホームレスの問題に取り組む弁護士は、ごく少数でしたけれども、この多重債務問題や高金利引き下げ運動には、全国の多くの弁護士がかかわり、本当に、「この問題に命を懸けている」弁護士が全国にいるという状況でした。各地に多重債務の被害者の会が立ち上がり、こういった被害者の人たちが、弁護士や司法書士と手をつないで活動するという状況がありました。

2002年ころ、今からもう10年ぐらい前になりま

すが、いわゆるヤミ金融の被害が深刻化しました。

ヤミ金融は、サラ金やクレジット会社から借りられなくなった人を主なターゲットにしています。返済に行き詰まり、信用情報、いわゆるブラックリストに名前が載った人たちの名簿が裏の世界に出回っています。その名簿を見てダイレクトメールを送り付けたり、携帯電話に勧誘の電話をしたりしてお金を貸し付けます。その際の金利は、年数千%、年数万%であり、とんでもない超高金利です。

当然、返せませんから、返せなくなると、執拗で悪質な取り立てを繰り返して返済を迫るという手口が横行しました。

例えばヤミ金が1万5千円のお金を貸します。返済の期限は1週間後とか、10日後です。利息は2万円、1万5千円に対して、1週間で利息が2万円です。1週間後に元金の1万5千円と利息の2万円、合わせて3万5千円を返さなきゃいけません。用意できなければ、最低限、利息の2万円だけを入れます。そうすると、あと1週間待ってください。また1週間たって3万5千円用意で

きないときは、また利息の2万円を入れなければならず、完済扱いにしてくれません。

なかなか3万5千円を用意できず、結局、利息の2万円を毎週毎週入れ続けて、半年たち、1年たち、1万5千円を借りたがばっかりに何十万、何百万の返済を強いられるということになります。

これは、2003年の6月の新聞記事です。当時、大阪の八尾市で、ヤミ金からの取り立てを苦にして、高齢のご夫婦とその兄弟が三人で鉄道の線路に座り込んで、鉄道自殺をするという痛ましい事件が起きました。お金を借りた69歳の女性が亡くなる時に友人宛に手紙を残して、そこにはこのように書かれていました。「悪徳業者に引っ掛かり大変困っております。2万円を借り入れて、15万円を支払わされている。『お金がない』と言うと、『近所から取るからな』と脅され、毎晩毎晩電話におびえています。主人も私も私に同情して、死を決意してくれました。死をもっておわびします」。

八尾市長宛にも遺書を残していました。そこには、「いくら払っても完済にしてくれません。悪徳業者のため、悔しいですが、死にます」という遺書を残されて鉄道自殺をされました。

私が弁護士をしている埼玉では、2002年の夏、奥さんがヤミ金数十社からお金を借り、過酷な取り立てに耐えられず、夫と一緒に逃げました。

もうどうにもならないと思って睡眠薬を飲んで二人で心中を図り、それでも死にきれずに、二人で車に乗って鉄柱に激突して死のうと試みたりしましたが、死ぬことができませんでした。最後には取り立てから逃れられないことに絶望して、夫が妻を絞殺するという悲惨な結果となりました。

その当時、埼玉の弁護士の有志が集まり、ヤミ金の被害対策弁護団を立ち上げ、被害者から依頼を受けてヤミ金の取り立てを停止させ、警察に対して刑事告発をし、あるいは刑罰を加重しないと抑止力にならないとして法改正を求める運動を進めるなどしました。

ヤミ金からの取り立てに苦しんでいる人の多く

は、私たちのところに相談に来る前に、お金をヤミ金に搾り取られています。所持金がなくて、2時間も3時間も歩いて相談にこられるという方も中にはいらっしゃいました。

多重債務問題やヤミ金の問題は、命にかかわる問題です。また、実は、貧困の問題だったわけです。ヤミ金からお金を借りる人は、もともと、収入がなかったり、あるいは低収入の人が多いわけです。弁護士に頼めば、ヤミ金20社、30社の取り立ては止まり、返済をしないでいい状態を作ることができます。

しかし、もともとの低収入、低所得の状態は改善されていないので、再びヤミ金に手を出してしまうという人が、10人のうち3人ぐらいいます。

私が実際に依頼を受けた方の中にも、ヤミ金の取り立てを止めましたが、またヤミ金から借りてしまい、二度目なので、家族にも打ち明けられずに、秩父の山で、車の中に排気ガスを引き込んで自殺されてしまった方がいました。

こういったヤミ金の現場、多重債務の現場での経験をする中で、私たち弁護士は、多重債務やヤミ金の問題を解決するだけでは足りない、多重債務やヤミ金を解決する目的は生活の再建にあるのだから、さらに一步踏み込んで生活保護の問題などに取り組む必要がある、そうでなければ、本当の意味でその人を支援したことにはならないと実感するようになっていきました。

ここ社会事業大学で、湯浅誠さんも講演をされているそうですが、私が湯浅さんに初めて会ったのは、2006年の1月です。このとき、さきほどの埼玉のヤミ金の弁護団のほうで、生活保護の利用支援にまで活動の幅を広げようということになり、湯浅さんを講師に招き生活保護の問題について話をしてもらいました。それが湯浅さんとの出会いでした。

このように、多重債務問題や高金利引き下げ運動に多くの弁護士が関わり、多重債務やヤミ金の被害者の支援に現場で取り組む中で、これらの問題の背景に貧困の問題があるとの実感を持っていったことが貧困問題における弁護士の取り組み

拡大の素地となったと思います。

(3) 2006年釧路大会

そういう中で、貧困問題での弁護士の取り組みが大きく広がるきっかけになったのは、2006年に釧路で開かれた第四十九回の人権擁護大会です。冒頭でも少し触れましたが、この大会は、日弁連が貧困問題を初めて正面から採り上げた大会であり、「現代日本の貧困と生存権保障」というテーマで、特に生活保護の問題に焦点を当てたものでした。

この大会を通じて、「多重債務問題は、貧困問題である」という確認が、弁護士会としてなされました。見てもらっているのは、日弁連が行った破産記録調査の結果です(図4)。これは、裁判所と協力をして、裁判所にある破産事件の記録を調査し、破産の申し立てをした人の特徴をまとめたものです。

右側が、破産申し立てをした人の月収の分布です。5万円未満の人が33%、20万円以下の人が約8割です。左側が、破産をした原因を円グラフにまとめたものです。破産の原因として一番多いの

が、生活苦・低所得、これが25%です。そのほかに病気・医療費、失業・転職、給料の減少といったものが上位を占めています。

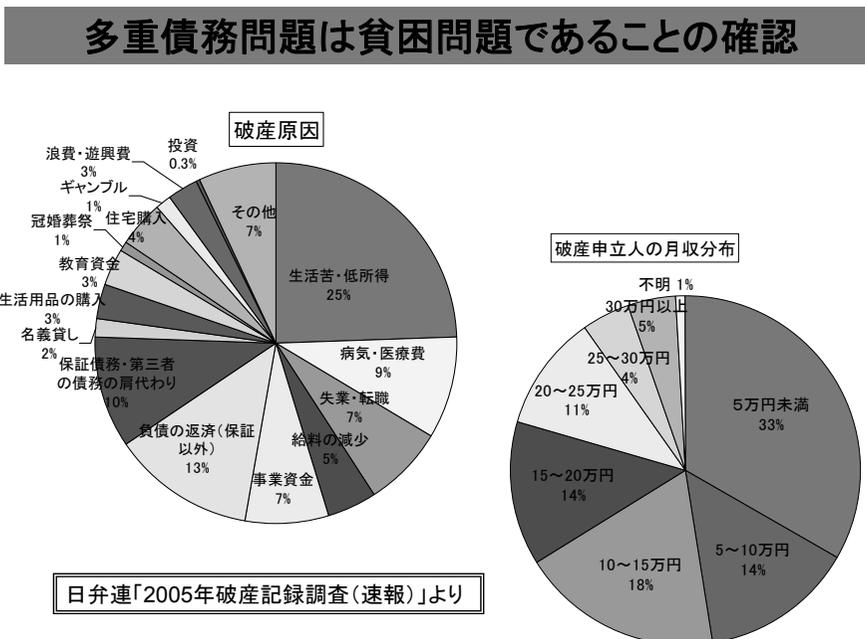
このようなデータなどから、貧困が原因で多重債務に陥った人が多いということ、また、本来は社会保障制度で生活を支えられるべき人たちがサラ金からお金を借りており、サラ金が、「貧困ビジネス」として、不安定な人の状況を一層悪化させているといったことが、この大会を通じて確認されました。

また、豊かと言われる日本において、実は、人が餓死をするという事件が相次いで起きているという事実が、与えた衝撃も大きかったと思います。

この大会が開かれたのは、2006年の10月ですけれども、その年の5月には、北九州の門司で餓死事件が起きています。その前の年には、同じく北九州の八幡東という所で餓死事件が起きました。大会の翌年には、北九州の小倉北で餓死事件が起きました。

2005年1月の八幡東事件は、要介護状態の68歳の男性が自宅で餓死しているのが発見されたという事件です。この方は、2004年の10月から12月に

図4



かけて、生活保護の申請のために何度か窓口を訪れたけれども、3人の子どもに、「面倒を見てくれ」ということを頼んでいないことを理由に申請できなかった人です。

2006年5月の門司の事件では、54歳の独り暮らしの男性が市営団地の一室で餓死しているのが発見されました。この方は、市の住宅供給公社の職員に、衰弱しているのを発見されて、前の年の9月と12月に生活保護申請のため保護課を訪れましたが、「次男とか、長男の人がいるでしょう。その人たちに養ってもらいなさい」と言われて、生活保護を受け付けてもらえませんでした。これが門司事件の現場の写真です。

これは、小倉北事件で亡くなった方がお住まいになっていた家です。私も、この場所に行きましたが、壁にはあちこち穴があいていました。こういった餓死事件が、以前から相次いで起きているということが釧路大会で報告されました。

四十九回の人権大会決議は、資料集の5ページ以下です。タイトルは、「貧困の連鎖を断ち切り、すべての人の尊厳に値する生存を実現することを求める決議」です。

この決議本文の第二段落では、「失業や不安定就労・低賃金労働の増大などによって生活困窮に陥り、高利の貸金業者から借り入れをして多重債務の陥った人々は200万人以上に上る。また、仕事、家族、住まいなどを次々と喪失し、これが世代を超えて拡大再生産されるという『貧困の連鎖』が生じる中、社会から排除された人々の餓死事件や経済的理由による自殺が相次いでいる」とまとめています。

大会では、貧困の拡大の要因についても検討され、特に、1990年代以降進められてきた構造改革政策が大きな要因であることが確認されました。

決議7ページ第二のところですが、「以上のような『貧困の連鎖』、生活困窮者の増大と貧困の深刻化の要因は、主に、日本政府の『構造改革』政策、つまり市場の障害物や成長を抑制するものを取り除くという『市場中心主義』のもとにおける規制緩和と、政府活動の見直し（小さな政府、

官から民へ）にある。労働規制の緩和によって、企業は、雇用を正規雇用から非正規雇用に置き換え、それが不安定就労・低賃金労働の増大をもたららし……」たし「このような貧困や格差を根絶するためには、本来、労働法制や社会保障制度全般の根本的な見直し・是正提言が必要である」「本決議においては、『貧困の連鎖』を断ち切るための第一歩として、生命の維持さえも危ぶまれる人々の尊厳に足る生存を実現することを求めるべく、生活保護制度に特に焦点を当てた次第である」と述べています。

この大会を通じて、「多重債務問題は貧困問題である」という認識が広がり多重債務やヤミ金の問題などの消費者事件に取り組んできた弁護士が、貧困の問題に正面から取り組もうというとういことになり、従前から生活保護やホームレス問題に取り組んできた法律家と力を合わせるということになり、ここで大きくウイングが拡大することになりました。

決議の本文5ページには、日弁連としての決意表明部分があります。「当連合会は、生活保護の申請、ホームレス問題などの生活困窮者支援の分野における従前の取り組みが不十分であったという反省に立って、今後、研究・提言・相談・支援活動を行い、より多くの弁護士がこの問題に携わるようになるよう実践を積み重ね、生活困窮者支援に向けて全力を尽くす決意である」として、強い決意を表明しています。

もう一つ大きかったことは、この大会に向けた取組を通じ、生活保護の申請等を援助する法律扶助制度が立ち上がったことで生活保護の窓口でのいわゆる水際作戦を防ぐため、弁護士が生活保護申請に同行するといった支援活動を行う場合の法律扶助制度を日弁連が資金を出して作り、当事者の方は、この制度を利用すれば、経済的負担なしに弁護士の援助を受けられるということになりました。この制度ができたことも、弁護士の取り組みが広がる大きな力になったと言えます。

(4) 金利引き下げ運動成功の影響

金利引き下げ運動の成功の成功と、その影響についても触れておきたいと思います。

金利引き下げ運動の特徴は、三つぐらいあると思っています。一つは、実態の可視化、二つ目がネットワークの構築、三つ目が重層的な運動の展開です。

実態の可視化という点では、各地に多重債務の被害者の会ができあがり、被害者の方自身が前面に立って被害の実態を自分の声で訴えるということが各地で行われました。それによって、多重債務被害の実態が社会に可視化されました。

二つ目は、弁護士、司法書士、被害者の会のネットワークがうまくでき、そのネットワークの力がマスコミをも動かしたということが言えます。

三つ目は、運動が重層的に展開されたということです。多重債務問題に取り組む「クレサラ対協(全国クレジット・サラ金問題対策協議会)」、裁判の場で債務者側に有利な判決を次々と獲得していった「日栄・商工ファンド対策全国弁護団」などの民間団体があり、日弁連の中には、「金利引き下げ実現本部」が設置されました。

こういったところが、それぞれ運動を展開し、国会議員への要請活動や、地方議会での意見書採択運動が行われ、裁判の場では、平成16年ころから、債務者側勝訴の最高裁判決が続きました。

その結果、2006年12月、釧路の人権大会の2カ月後、貸金業法の改正が実現しました。

これは、宇都宮健児さんや木村達也さんが中心となって30年間運動を続けられ、その努力の末に、市民の力で実現できた成果です。金利の引き下げについては、サラ金だけでなく、アメリカ資本も反対しており、「金利規制は廃止し、市場の自由に委ねる」というのがアメリカ資本の考え方でした。

これらの大きな勢力に対して、弁護士、司法書士、被害者本人が、市民運動で30年闘った末、法改正を勝ち取ったわけです。

この金利引き下げ運動の成功というのは、その後の貧困問題における運動の拡大に大きな勇気を

与え、原動力になったと思っています。また、金利引き下げ運動で展開された運動モデルが参考になって、貧困の運動が拡大してきているということも言えると思います。

2006年の四十九回人権大会があった翌年3月24日に、宇都宮健児さんが代表、湯浅誠さんが事務局長の「反貧困ネットワーク」準備会による集会が開かれました。その翌月には、「首都圏生活保護支援法律家ネットワーク」が立ち上がります。四十九回人権大会後、呼びかけに応じて集まった100人くらいの弁護士及び司法書士でスタートし、現在は約300人の法律家が参加しており、生活保護の申請支援などを行っています。首都圏のネットワークが立ち上がったあと、東北、九州、近畿など各地に同様の法律家ネットワークが設立されていくことになりました。

首都圏のネットワークの場合、私の事務所にネットワークの受付電話を置いています。生活保護の申請をさせてもらえなかったとか、生活保護に関連して相談を受けたいという人からの電話を受けます。

ボランティアで手伝っていただいている方に電話を受けてもらい、電話をかけてきた方の状況、相談の概要を聞き取り、電話をかけてきた方がいる場所に近い弁護士や司法書士を紹介します。

受付で聞き取った内容は法律家にファクスで送り、相談者の方が、改めて紹介された弁護士や司法書士に電話をします。そのうえで、もう一度話を聞いてもらって、必要があれば、弁護士や司法書士が生活保護の窓口に行くと同行するというかたちで活動をしています。

2007年の6月には、生活保護問題対策全国会議が立ち上がりました。その後、厚生労働省が生活保護基準を引き下げようとした際、生活保護問題対策全国会議が引き下げに反対する運動の中心になりました。

(5) 2008年富山大会

釧路の人権大会の2年後、2008年に富山で第五十一回の人権大会が開催されることになりま

す。貧困問題の第二弾でした。このときのテーマは、「労働と貧困」です。

なぜ「労働と貧困」がテーマに選ばれたか、資料の朝日新聞の記事(図5)を見て下さい。この絵のように、一番上に雇用のネットがあります。上が正社員の人、その下に非正規の人たちがいます。

非正規雇用の人の賃金水準は、正社員の人の方程度であり、低賃金のため生活が困難になる人が少なくありません。また、非正規雇用は短期の細切れ雇用が多いので、雇用が切れて無収入になります。雇用のネットから、下に落ちこちていってしまうわけです。

そのときに、生活を支えるのが社会保険のネット、中心は雇用保険です。ところが、この雇用保険も、OECDのデータによれば、全失業者の中で失業保険の給付を受けている人は、23%でしかありません。そうすると、77%の人が、この社会保険のネットからも擦り抜けていってしまいます。

一番下に、最後のセーフティーネットである生活保護制度があるわけですが、ここでも残

念ながら、窓口規制などによって受け止められない、支えられない人がいます。

そうすると、さらに下に落ちこちてしまい、ホームレス状態になってしまうとか、生きていくために、借金をして多重債務状態になる、盗みをして刑務所に入る、自殺する、餓死するということになってしまう。そういう社会状況なわけです。

釧路大会のときには、最後のセーフティーネットである生活保護制度に焦点を当てたわけですが、上のネットが穴だらけなので、生活保護のところまでどんどん落ちてきてしまう人がたくさんいるわけです。

そうすると、生活保護制度だけでは支えきれない。生活保護より上のネットの問題、特に、貧困拡大の大きな要因になっている雇用の劣化、非正規雇用の拡大の問題に踏み込む必要があるということで、「労働と貧困」がテーマに選ばれました。

大会の準備として、この年の6月に、全国一斉「非正規労働・生活保護ホットライン」を実施しました。各地、相談が殺到し、相談の電話が途切れることがありませんでした。日弁連が実施した電話相談の中で過去最多のアクセス数で、1日で1万1,885件でした。電話が殺到し、そのうち、着信したのが1,488件、着信率12.5%という状況でした。

相談内容を一部ご紹介します。

40代女性。「派遣社員。正社員と全く同じ時間、同じ仕事をしている。でも、給料は手取り16万円、年収220万円ほどで、それに対して正社員は、おなじ仕事をしていて600万円だ。ストレスがたままってキレそうである」。

50代女性。「給料が時給800円。7年かけて、ようやく100円上がって900円になりました。ある日、会社から、『おまえは、もう要らん』と言われた」。

40代男性。「派遣社員は、休憩室で居眠りしてはいけない。休憩時間中も携帯メールをしてはいけない。携帯電話を勤務場所に持ち込んではいけない。駐車場を利用してはいけない。正社員と比べて、こういった待遇差別がある」。

30代男性。「3カ月分賃金が未払い。そのため、

図5



別の派遣先で働くが、その間に困窮して派遣先で借金をしたところ、貸金を全額相殺されてしまった。来月までの生活費がなく、自殺を考えている」。

40代男性。「月180時間の時間外労働をしています。勤務時間は、朝の8時半から夜中の2時半までです。家庭生活が壊れ、親の介護を任せていた妻は、家を出ていってしまいました」。

このような相談が、全国各地から寄せられました。

大会の準備として、労働者の方と面談し聞き取り調査も実施しました。

その声をいくつかご紹介いたします。

30代女性・派遣。「普通に働いて、普通に結婚して、子どもを生む。そういう普通の生活がしたかったです」。

30代男性・派遣。「自分たちは、大きなことを望んでいるわけではありません。正社員に見劣りするような仕事はしていません。なぜ直接雇い入れてくれないのか」。

30代女性・派遣。「望むことは、首にならないこと、8時間睡眠、借金をしなくて済むこと」。

20代男性・派遣。「期限である10月で契約を切られたら、自分がどうなるかわからない。秋葉原の事件もひとつではない」。

こういったたくさんの働く人の声がありました。

こうした調査を踏まえ、日弁連としてのその後の行動指針となる大会決議が採択されました。

「そこでの議論の紹介も」というリクエストですが、この決議をまとめるのは、なかなか難しい作業でした。というのも、これは労働問題には、労働者側と使用者側の対立があります。弁護士の中にも、労働側の弁護士と経営側の経営法曹がいます。

経営法曹の人からは、「構造改革政策は、経済のグローバル化、産業の空洞化が進む中で国際競争に勝つためにやむを得なかったのではないか。」という意見も出されました。

労働組合について「労働組合の後退が、貧困の拡大に歯止めをかけられなかった要因の1つである。組織率も8%程度と低く、ストライキも1970

年代の半ばからほとんど行われていない。産業別ではなくて企業別組合であるために、なかなか闘えない。」との指摘がある一方で、組合批判は避けるべきとの意見もありました。

決議では、「登録型派遣は廃止」を提言しています。登録型派遣ってというのは、派遣会社に登録だけしておいて、仕事があるときだけ派遣されるわけです。仕事がないときには派遣されないの、無収入になってしまいます。そういう極めて不安定な働き方なので、「これは廃止すべきだ」という意見が強かったのですが、「そこまで言い切っているのか」という慎重意見が、議論の中で出されたこともありました。

実は、日弁連は、労働者派遣法が導入された1985年当時、労働法の根幹に関わる問題であり、派遣法導入により労働者が劣悪な労働条件に固定化されてしまうと導入に反対していました。にもかかわらず、派遣法が導入され、危惧していたとおり、不安定雇用が広がるということになりました。

「構造改革政策は、批判ばかりでいいのか」という意見に対しては、「かつては、自由競争に委ねるという消極国家観が広がっていた。その結果、貧富の差が拡大し、様々な矛盾や、社会的な緊張が生じた。そういったことを乗り越えるために、個人の権利・自由の享受の実質的な平等を確保するために、国家が個人の社会経済生活に積極的に介入するというようになった、憲法25条は、こういった積極国家・社会国家の理念に基づく。今こそ、憲法によって立つ社会国家の理念や生存権保障の重要性を確認することが重要だ。」という確認がなされました。

最終的に、資料集にある、「貧困の連鎖を断ち切り、すべての人が人間らしく働き、生活する権利の確立を求める決議」が、全会一致で、1人の反対もなく採択されました。経営側の法律家も、この決議の採択について反対をしなかったわけです。

この2008年富山大会を通じて、さらに取り組みが広がりました。法律家の中で、2006年の釧路大

会のおきには、社会保障運動と消費者運動がつながりましたが、今度は、労働の問題に取り組んできた人たちにまで、さらにウイングが広がりました。

(6) 富山大会後

この人権大会の直後、リーマンショックに端を発する世界同時不況が到来しました。大量の派遣切りが行われ、仕事を失い、所持金がなくなり、住まいまでも失うという、明日生き延びることさえも困難な人が続出するというのが、この富山大会の直後に起きたわけです。

そして、日比谷公園に年越し派遣村が開かれたのがこの年の年末です。

私も、12月の末から1月5日まで派遣村にシュラフを持ち込んで、ずっとそこに詰めて相談に対応しました。このとき、富山の人権大会を担った労働や生活保護問題に取り組む弁護士が相談のテントで中心的な役割を果たしました。

派遣村で年が明けて2009年9月に政権交代があり、日弁連は派遣法改正の問題に取り組む、11月には、湯浅さんが内閣府に参与として入り、ワンストップ・サービス・デイが実施され、東京都では、公設派遣村が設置されました。

そして、今年4月、反貧困ネットワークの代表でもある宇都宮さんが日弁連の会長となり、貧困問題対策本部が設置されました。今年、10月7日に岩手で「子どもの貧困」をテーマに人権大会が開催されます。

3 最後に

最後に、「福祉の関係者の方にメッセージを」ということで依頼を受けています。重要だと思うことを三つお話しします。

第一に、当事者の人の声や、現場の実態を可視化して社会にちゃんと伝えていくことがとても重要だと思っています。金利の引き下げの運動が成功したのも、多重債務やヤミ金の被害者の人が、前面に立って、被害実態を自分の声で伝えていったことが非常に大きかったと思います。

日比谷の年越し派遣村の取り組みによって、生活保護の窓口規制が緩くなり、申請の壁が低くなったと思いますし、派遣村の取り組みを契機に、労働者派遣法の抜本改正に向けて政治が大きく動きまわりました。これも、ぼろぼろになった労働者の実態がテレビを通じて社会に可視化されたことが、大きく影響していると思います。

よりよい福祉を実現していくためには、福祉の現場で働く人が、そこで見える実態、問題点を可視化して社会に伝えていくということが非常に重要だと思っています。

第二は、垣根を越えた市民のネットワークの構築が重要だと思っています。金利引き下げの運動が成功したのは、被害者の会、弁護士、司法書士などのネットワークができて、重層的な運動が展開されたからです。

2006年以降、弁護士による貧困問題の取り組みが急速に拡大したのは、社会保障、消費者、労働の分野で、それまでは別々に取り組んできた人たちが、垣根を越えてつながったからです。年越し派遣村が実現したのも、労働組合や社会保障運動に取り組む人たちが、政治的な立場を越えてつながったことが大きいと思います。

貧困問題は、労働の問題、性別、多重債務、高齢者、障がい者、子ども、こういったさまざまな問題が折り重なり、絡み合っています。問題解決のためにも、幅広いネットワークの構築が重要です。

第三は、ソーシャルアクションの重要性です。福祉の現場にあるさまざまな矛盾を可視化して、垣根を越えた市民のネットワークを構築し、よりよい社会、すべての人が人間らしく働き、生活することができる社会の構築を目指して、社会運動を興し広げていくことが重要だと思っています。弁護士や弁護士会は、そのためのかすがい、つなぎ役として、役割を果たし得ると思っています。

本日、お手元の資料の中に、日弁連の生活保護法改正要項案のパンフレットを入れさせていただきました。日弁連としては、生活保護制度が十分に機能するためには、地方の財政負担を減らすこと、

国の責任でケースワーカーを大幅に増員することなどが必要だと思っています。そうすることで、生活保護制度を困った人にやさしく手を差し伸べる制度にしていかなければならないと思います。

そのためには、福祉の現場から声を上げ、連携して運動を構築していく必要があります。

皆さん、すべての人が人間らしく働き、生活することのできる社会の実現に向けて一緒に頑張りましょう。今日は、ご清聴、どうもありがとうございました。

平野 猪股先生、本当にどうもありがとうございました。本当に国民の悲鳴が聞こえてくるような実態を話してもらいました。その中で、弁護士の皆さん方の活動、それから、今後、私たちに求められる課題のお話でした。本当にどうもありがとうございました。

最後に、これからも、ぜひ、日弁連はじめ弁護士の皆様方、また、猪股先生のご活躍を祈念しまして、再度、大きな拍手をお願いします。

(拍手)